

『そうしん個人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第1条 ～ 第2条 （略） 第3条 利用申込および利用開始 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 （略） （1）（略） （2）ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させて使用します。 2. 利用申込および利用開始 （1）ハードウェアトークン お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワード、確認用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は前記の登録画面において入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードが、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。 （2）ソフトウェアトークン お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示されるシリアル番号およびワンタイムパスワード、確認用パスワードを入力し、本サービスの利用開始を依頼します。入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。	第1条 ～ 第2条 （略） 第3条 利用申込および利用開始 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 （略） （1）（略） （2）ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させて使用します。 2. 利用申込および利用開始 （1）ハードウェアトークン お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワード、確認用パスワードを入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。 （2）ソフトウェアトークン 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードを入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示されるシリアル番号およびワンタイムパスワード、確認用パスワードを入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードおよび確認用パスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

『そうしん個人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<u>3. 契約の成立</u> 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。 第4条 （略） 第5条 トークンの利用期限 1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンの液晶表示が薄くなってきますので、<u>ハードウェアトークン再発行の申込みを行うか、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。ソフトウェアトークンへの切替は、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。</u>（略） 2. ～ 4. （略） 第6条 ～ 第8条 （略） 第9条 本サービスの解約等 1. ～ 2. （略） 3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、<u>本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。</u>（略） （削除）→ <u>4.</u> （略） <u>5.</u> （略）	←（新規追加） 第4条 （略） 第5条 トークンの利用期限 1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンの液晶表示が薄くなってきますので、<u>ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。</u>（略） 2. ～ 4. （略） 第6条 ～ 第8条 （略） 第9条 本サービスの解約等 1. ～ 2. （略） 3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、<u>本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。</u>（略） <u>4. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。</u> <u>5.</u> （略） <u>6.</u> （略）

『そうしん個人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第 1 0 条 （略） 第 1 1 条 <u>譲渡・質入等の禁止等</u> 第 1 2 条 規定等の<u>適用</u> 第 1 3 条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫ホームページでの表示、店頭表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。	第 1 0 条 （略） 第 1 1 条 <u>譲渡・質入の禁止</u> 第 1 2 条 規定等の<u>準用</u> 第 1 3 条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。